

スウェーデンにおける同棲法の動向

——第三回国際家族法学会ウプサラ大学世界会議に出席して——

小野 幸二

わたくしは、スウェーデンのウプサラ大学で開かれる第三回国際家族法学会に出席するため、一九七九年六月二日ソ連航空のアエロフロート機で成田を出発した。同日夕刻経由地であるモスクワに着き、ここで一泊した。一泊とい

っても待合所のベンチで仮眠をとっただけである。空港には宿泊施設がないのでフロアかベンチで寝るしか方法がないのである。モスクワはこれで三回目であるが、いつもこれだけはなんとかならないかと思う。もっとも子供やご婦人方は交渉次第では空港内のホテルに泊まれるらしい。物怖じしないアメリカ人は空港職員にこれは人権問題である、などといって執拗に食い下り、とうとう説得に成功して一人で出て行ってしまった。それでも翌朝帰ってきた彼は、恨めしそうなわれわれを尻目に「この空港ホテルは

ひどいものだ。シャワーは水しか出ないし、風邪をひいてしまった」と文句たらたらであった。アエロフロートはなんといいっても運賃が安く便利なのだから、宿泊の問題だけは早急に解決してもらいたいものである。

三日の朝一〇時頃、オリンピックの看板と兵隊さんがやたらと目につくモスクワ空港を飛び立ち、一路スウェーデンのストックホルムに向った。四・五時間経ったろうか、眼下にバルト海に広がる美しいアーキペラゴと呼ばれる無数の群島が見えてきて、機はストックホルムの北方約四〇〇キロメートルのアルランダ *Arlanda* 国際空港に到着した。入国検査はいたって簡単であった。税関の検査もほとんどなく、ただパスポート・コントロールで旅券の提示が求められただけであった。若干の円をクローナ *Krona* に替え

ターミナルビルの外に出た。会員のために学会から送迎バ

スが運行されることになっていたが、わたくしは早目に着いたので、バスで最寄りのマシタ駅に行き、そこから鉄道でウプサラに向った。思ったより近く三〇分程度でウプサラ駅に着き、夕刻には学会事務局が予約してくれていたホテル・ウプランディアに入ることができた。日本から参加される先生方はまだ到着されていないようだし、時差や疲れで眠くなったので少々市内を散歩してから早めにベッドに着いた。しかしホテルの下を走る自動車やオートバイの爆音に悩まされ、なかなか寝つかれない。カーテンを開けてみたら、やれやれここにも暴走族がいた。夜の十一時というのに(外はまだ少し明るい)、ハイティーンと思しき男女が車に相乗りし町中を疾走して廻っている。うとうとしているうちに眠ってしまったらしい。どれだけ経ったろうか、カーテンから差し込む強い陽射しで目が覚めた。さあ朝だ。ベッドから起きて、なにげなく時計を見てわたくしは驚いた。なんとまだ午前三時なのである。ここではじめて自分はいま白夜のスウェーデンに来ているのだ、という

実感を抱いた。

四日の昼下がりに会場に当てられている大学本館を下見に出かけた。この建物は一八八七年に創建されたものである(ウプサラは世界でも最古の部類に属する人口五・六万の大学都市である)。ヌーボー・ルネッサンス様式のすばらしい建築物で、正面入口は非常に印象的である。内部には二〇〇席を有する大講堂(初日はここで開会式とパネルディスカッションが行われた)、教室、会議室などがある。外には人影一人なかった。恐る恐る正面入口から入ってみると、十名位の人たちが一生懸命会場を作っていた。その中のジーンズスタイルの一人がプロフェッサー・オーノーといって走り寄ってきた。この学会の会長であるD・ギーセン教授(メルリン自由大学)であった。教授が東京に来られたとき、夜の新宿などあちこち案内して歩いたので覚えておられたのであろう。いつ来た? 他の先生はどうした? 一人で来たのか? ドイツに寄って来たか? など矢継ぎ早に聞いたのち、事務局員を一人一人紹介して下さった。

帰りに大学本部となっているグスタヴィアナム Gustava-

vianum に寄ってみた。このグスタヴィアナムの歴史は古く、ここで自然科学の高度な研究が行われるようになったのは一六四八年オロフ・ルドベクがウプサラにやってきたときから始まったといわれている。ルドベクはグスタヴィアナムの屋根の上にユニークな丸い日時計を造り、その丸屋根の下の解剖学の階段教室で公開の解剖を行ったという。その後ここから、植物組織学の父カール・フォン・リネーや百度の寒暖計の発見者アンデルス・セルシウスが輩出したことは有名である。

大学案内によると、ウプサラ大学 Uppsala University は一四七七年スウェーデンのヤコブ・ウルフソン大主教によって創立された。それまでは、学生が高等教育を受けるためには外国に行かねばならなかったが、かれはローマ法皇の認可を受け、さらに大学設置についてスウェーデン政府の支持を取りつけ大学創立に成功したという。大学は初期には教会に支配され、授業も聖職教育に重点がおかれ、建物も教会堂に附属して建てられ、教育と事務関係に多数の建物が使われた。一六二〇年代から一八八七年にかけて

新しい大学施設が造られたとき、前に説明したグスタヴィアナムが大学本部と定められ、こんにちに至っている。ウプサラ大学は一四七七年創立だから一九七七年でちょうど五〇〇年になり、その年大学はあげて五百年祭を挙行了した、という。その一環として法学部は論文集を発行しているが、序文につきのように記されている。

「この文の目的はウプサラ大学の五百年祭にあたって本学の法学部を紹介し、六世紀にわたるその推移と業績を示すことにある。法学部における研究と講義は過去よりも現在と未来に焦点をおいている。これはもちろん過去が忘れられるべきことを意味するものではない。学部の初期の歴史は五百年祭に用意された特別事業に発表されるので、ここではごく最近の経過について簡単に述べるものとする。

学部は共同して活動している人員で構成されている。狭義には、それは恒久的および一定の期間属する教授と研究者の決裁機構であり、広義には、日常において共通の範囲で教育と研究に携わる活動をしている

人々―教授、事務職員、学生―全体である。学部というのはこれらの人員の集合をさすのである。そして、それは多様な意味をもつ複雑な様態であり、それゆえ学部の包含する活動の概要と要約とは一人の人間が行うるものではない。

この学部紹介の目的は、個々人が行っている、またその様態が形づくっているものを要約することではなく、現在のウプサラ大学法学部の組織、資金、その活動の形態と共通の目的に関する事実を簡単に示すことにある。本学が一九七七年の五百年祭にあたってこの枠組を示すことは大いに意義あることである。そしてこの記念すべき年間にわたって行われる多様な変化もその中に含まれる。が、本書が発行される時点では、これらの変化の詳細はまだ不明であろう。全体の歴史を語るには、つぎの一世紀後の祭典まで待たねばなるまい。」

さきに述べたように学部は、教授・事務職員・学生から構成されている。教授は二〇人程度の専任教授と若干名の

非常勤教授から成っている。現在学生数は二、〇〇〇人近くに達しているので、これと教授との割合は、専任教授一人に対して学生約一〇〇人、非常勤教授を加えればその比率は一对七〇である。わが大東文化大学法学部の専門教授は二五人、学生は二、四八一人であるから、その比率は一对九九で、大体ウプサラ大学法学部と同規模とみてよい。もっともウプサラ大学では、教授と学生数との割合は十分でないので教授を増やすべきであるといわれている。

法学部の事務部門は、学部の活動に対してはかなり少数である半日勤務の秘書と事務職員から成る。構成人員は、秘書一人と三人のフルタイム、三人のパートタイムの事務職員とメッセージャーである。わが法学部には今回の事務組織変更で三人の専任職員がいたが、この点もウプサラ大学法学部と大体同規模とみてよいであろう。学部の重要部門である図書館は八万冊の蔵書を有し、ライブラリー・アシスタント一名と大学院生アシスタント一名、その他不特定人員の職員から成る。ウプサラ大学では、レギュラーの職員が不足しているために、学生のアシスタントが非常

に重要な位置を占めている。すなわち、個々の問題ごとに半日勤務の学生が一人、学部長に一人、監督官に一人のアシスタントがつく。こういう職務には、従来から学部の学生が学部の選考によって選出される例であるが、この点は日本の大学と異なる点であろう。

法学部の学生数は最近とみに増加の傾向にある。大学中央統計課の資料によると、ウプサラ大学法学部は一四三〇年に始まり、一八七五年の春夏学期には一四二人の学部生を抱えていた（一八七七年の四百年祭には一四七人であった）。五〇年後の一九二五年には六二五人になり、数十年間その数を維持していた（一九三五年五四一人、一九四五年六四四人、一九五五年六七五人）。ところが一九六五年にはその数は八五四人になり、一九七五年には一四三〇人に達した。学生は所定の過程を終えればバチェラー Bachelor の学位（学士）を与えられる。ちょうど学会の期間中にドクトレート（博士号）の学位授与式が行われたので、幸いわたくしも参列することができた。大学本館の大講堂で厳かにかつ盛大に半日をかけて行われた。黒のガウンに頭には山高帽子（医

学部）と緑鮮やかな月桂冠、そして色とりどりのタスキをかけた学生は一人一人学長から証書を手渡されみな満足そうである。それもそのはずである。わが国の大学のようにほとんどが卒業できるのではなく、バチェラーでさえ平均六年がかりで取り、その数もそう多くはなく、ドクトレートに至ってはさらに少数である。それだけに、一家からバチェラーやドクトレートが出るということは家族の名誉なのである。この日も二〇〇席ある講堂は両親や子供そして祖父母などで一ぱいにふくれあがり、その数は学生をはるかに越えた。もっとも聞くところによれば、卒業生が少ないのは試験がむずかしいことだけでなく、大学への認識度または必要性にも原因があるらしい。だいたい大学は良い家系の子弟が行くものとの認識があり、原則的には無試験・無授業料でありながら（大半は高校のコースで決まる。高校卒業もまた名誉とされる）一般家庭の子弟はあまり大学進学を希望しないそうである。家系を重視する点は他のヨーロッパ諸国も同じであるが、とくに個人主義、自由主義を標榜するスウェーデンにあって、このことは奇異である。さら

に高度な社会福祉国家をもって任じるスウェーデンは完全
雇傭であって就職に大学卒の肩書きは無用であり、俸給の
額もほとんど差がない。たとえば大学教授と小使いの給料
は結果的にあまりちがわないそうである（教授のほうは税金
が高い）。だからスウェーデンでは学歴は日本のように就職
や昇進のパスポートとはならないのである。バチエラーの
学位をとり、その上（初期にはライセンスメント Licentiate と
ドクトレート Doctorate があつたが、一九六九年からドクトレー
ト（博士コース）一本になった）に進もうという学生の数は法
学部では数が少ない。現在（一九七五年〜一九七六年）四〇人
が登録しているが、実際は一〇人に満たないであろう。過
去一〇年間他学部の教授達は、学生にバチエラーを取得さ
せるためにあまり多くの時間をさいていなかったが、法学
部では学生指導に大変力をいれている。

四日の晩に一橋大学教授島津一郎先生がお着きになつ
た。向かいのデレットホテルから電話を頂戴したときには
ほっとした。外国での一人旅は実に寂しいものである。翌
五日には会場で、竜谷大学教授谷口知平先生御夫妻、神奈

川大学教授磯野誠一先生、大阪大学教授久貴忠彦先生、岡
山大学教授上野雅和先生、早稲田大学教授三木妙子先生、
大阪府立大学助教授右近健男先生それに顔見知りの Z・フ
アルク教授（名誉会長）などにお会いでき、寂しさも消え
た。

五日から九日にかけてパネルディスカッションと個別報
告が行われ、日本からは谷口知平先生（テーマは、日本にお
ける結婚によらない同棲中の両親と生活を共にする子供の立場）
と島津一郎先生（テーマは、日本における正式および非公式結
婚に対する法律の対応）が報告された。統一テーマは同棲
cohabitation であつた。世界中から多くの人が参加し、か
つ報告したので全部を紹介することは不可能であり、また
能力もないので、八日に報告されたアンデルス・アゲル、
ウプサラ大学法学部教授の「婚姻外同棲」 Cohabitation
without Marriage の要旨を紹介しよう。

一、スウェーデンにおける結婚の率は一九六六年以来下
降の一途を辿っている。一九六六年から一九七三年の間の
減少率は四〇％であり、それがこんにちほぼそのまま続い

ている。一九七八年には共同生活中の男女のうち一五％は結婚という形をとっていない(いわゆる同棲している)ものと思われる(島津先生は日本における内縁の割合を五〇六％と報告された。現代家族法大系I四〇頁参照)。

過去一〇年間においてスウェーデンでは同棲の法的根拠について特別の措置がとられた。将来においても家族における結婚という形は中心的な位置を占めるだろうが、国家は個々の選択については中立の立場をとるべきである、というのが基本である。しかし、この中立性には様々な見解があり、またあるべきである。結婚しないことを選んだカップルに適用できる「結婚に関する規則」を作ることには不可能であると考えるが、もし社会的にそれが望ましいものであれば、同棲を法の管理下におくことを妨げるものではなく、また社会福祉法と税法における社会的必要性和責任は結婚と同様同棲にも適用されるべきであろう。

二、同棲している者相互の関係について一九七三年の法律がある。これによる唯一の直接的な権利は、彼または彼女の子供の保護において、とくに必要性が高い場合は同居

スウェーデンにおける同棲法の動向(小野)

解消後も同棲期間中有していた権利を行使できることである。高等裁判所の判例には、女性が別居後男性に対し同棲中共同使用の目的で男性が購入した物の分割請求を認めたものがあるが、最高裁判所には共有財産についての判例はない。一九七五年最高裁判所は、ある女性が一〇年間同棲生活をしてきた男性に対してなした同棲期間中の労働補償請求を棄却した。

同棲当事者には相互扶養の直接的義務はないが、同棲をしているカップルにそれぞれの子供がある場合相手の子供を扶養することが義務づけられている(一九七八年親子法)。同棲によるお互いの事実上の経済的独立は民法上考慮される。すなわち、同棲がそれに伴う「状況の変化」とみなされれば、離婚後の別居手当を受ける権利をもつ元配偶者は、再婚同様その権利を失うことがある。

社会福祉法と税法においては、独身者よりも結婚したカップルに対して特権または不利益となる規則が多い。法令においてはこの面での平等に対する考え方によって長期的に同棲をしているカップルは結婚しているカップルと同様

に扱われるという規則が多数ある。しかし、子供のあるカップルには右の平等性が制限されている。

同棲をしないで結婚していない両親の子供の法的地位は、未婚の母親の子供に対する一般原則に準じる。しかしながら両親と子供に対する法則は、子供の両親が結婚しているか否かでほとんど差別はない（「結婚外の子供」という定義は一九七六年に廃止された）。母親が結婚していない場合、父性の問題があるので父親には子供の法的保護は自動的に適用されない。しかし同棲において確立された社会的関係は、子供にもっとも利するように決定的で実際のな役割を演じるので、子供の保護の問題が起ったときには、すべての場合に同じ法令が適用される。すなわち扶養と相続の規則はすべての子供と同様に適用される。

結婚していない母親の子供は、生まれたときには母親の氏を称する。しかし子供が父親の氏を称するかどうかについては親権者の裁量にゆだねられている。

三、結論として、正式な婚姻外と同棲に対する法律のあり方は、第一に長期的同棲（わが国の内縁に相当する）につい

ては正式な婚姻と同様の法的効力を与えること、第二に両当事者の自由意思にもとづいて正式な婚姻と可能なかぎり同様に扶養しあうものとする事、である。

以上簡単にアゲル教授の報告要旨を紹介したが、要するにスウェーデンにおける同棲法は中立（制限的）であるべきであり、ただ長期的同棲から生ずる不幸な結果を避けるためと結婚しないことを選んだカップルの社会福祉と税金に関する法律の脱法的行為（濫用）を避けるためにのみ適用されるべきである、というのである。もし法律の効力が正式の婚姻についても制限されており、スウェーデンのように離婚が自由であれば、婚姻と婚姻外と同棲に対して二種類の一般的規則をつくる必要はないからである。スウェーデンにおける目下の重要問題は、同棲に関する法律が結婚率上昇にどこまで影響を及ぼすかという点にある（この点について、トロストウプサラ大講師は、結婚の率と同棲の率の変化は、ゴイニングステディと婚約の社会的習慣と同様に、同棲と結婚の新しいまたは復活してきた社会的習慣によるものである、とされる）。具体的には社会福祉および税法上結婚したカップ

ルに与えられる不利益の是正である。同じような問題がいまアメリカでも起っている。

アメリカでは、一九八〇年四月一日、一〇年に一回行われる国勢調査が実施され目下集計中であるが、国勢調査局の予測によると、過去一〇年間に離婚率は九六%、同棲カップルは一四九%増加している。とくに同棲カップルの急増がめざましいが、その原因の一つはともも税法上の結婚ペナルティに対する反乱にあるらしい。アメリカでは共働きの場合、同棲中のカップルよりも正式に結婚している夫婦の方が税金が多くとられるので、その分が「結婚しているがために支払わされるペナルティ」というわけである。一九六九年連邦税改正法によれば、共働きの同棲カップル（つまり独身者二人）の場合、連邦所得税の基礎控除額がそれぞれ二、三〇〇ドルずつ計四、六〇〇ドルまで認められるのに対して、共働き夫婦の場合は、三、四〇〇ドルまでしか認められない。同棲カップルに比べ一、二〇〇ドルの開きがあり、そのうえ共働き夫婦は税率でも不利をこうむっている。たとえば、ある共働き夫婦がともに年収三〇、〇

〇〇ドルずつ計六〇、〇〇〇ドルの収入があるとすれば、共同申告した場合の所得税は一八、六九〇ドルだが、かりに離婚したことにして別々に申告すると計一五、〇四四ドルですむ。結婚しているお陰で三、六五〇ドルも多く税金を支払わされることになる。そこで、同棲カップルと税金対策のために便宜上離婚する共働き夫婦が増加するというわけである。

アメリカではこの不合理な税制を改革すべきであるとの議論が数年来持ち上がり、現在連邦議会の上院に「結婚のペナルティ」をやめることを求める法案が提出されている。しかしカーター政権はこの法改正に難色を示している。アメリカではいまや夫婦の六〇%までが共働きであり（スウェーデンでは四〇%）、八〇年代の労働不足はますますこの傾向を強めるなかにあつて（米労働省の統計によると、一九八〇年現在共働き世帯は二、一七〇万世帯であり、これは全世帯の五三・五%に当たる）、全米一、五九〇万組の共働き夫婦が平均五二四ドル、計八三億ドル支払う「結婚ペナルティ」は連邦政府にとって貴重な歳入だからである（毎日新聞昭和五

五年四月二〇日版)。日本では、共働き夫婦が少ないのでアメリカのように税収上結婚ペナルティを課す実益はない。むしろわが国では、たとえば所得税法によって配偶者控除が認められるなど正式の婚姻配偶者が優遇されている。社会立法においてもとくにこれらを不利に取り扱うものはない。したがってわが国では税法や社会立法による不利益を免がれるために仮装離婚するとか同棲または内縁関係に入るといふ現象は生じていない。もっとも将来わが国でも欧米のように共働き夫婦が増えれば、これが財源の対象とされ、共同申告制の採用および累進税率の適用によって婚姻配偶者に過度の負担が及び、これを免がれるためにあるいは内縁配偶者が増えるかも知れない。

六月一〇日会議も終り、日曜日の市内を散歩している。バス停前で偶然東京水産大学からウプサラ大学へ留学されている水野治夫先生にお会いした。本学の相原良一先生をよくご存知で滞在中はいろいろとお世話になった。その日もスカンディナヴィア随一の名所、オールド・ウプサラ Old Uppsala に行かれる途中とのことだったので、わ

たくしもお供させてもらった。オールド・ウプサラは市内からバスで二〇分位のところにあり、毎年多くの人が訪れている。そこには、アウン王、エジル王、アディル王の葬られている巨大な墓地があり、一般に「スカンディナヴィアのピラミッド」として知られ、まだ発掘されていない墳墓には多くの秘密が眠っているといわれる。この地にキリスト教が確立されたのは一一〇〇年代の初期だそうで、墓地の隣りにある現地のオールド・ウプサラ教会は最初の寺院の跡に建てられ、内部には古い壁画が残り、昔の僧正の使った椅子は最近では花嫁がすわる席になっている。近くにはユニークな建て方をしたレストラン「オデインスボルク」があり、そこでは一三〇〇年代から伝わる方式の蜂蜜酒を飲むことができるそうだが、わたくしは残念ながら賞味できなかった。

王の墓地はピラミッド型といってもエジプトにあるような階段式のものではなく、高さ二〇メートル位に土盛りをした単純なもので、頂上までなだらかな傾斜になっている。全体に芝のような草が生え、一見墓地にはみえない。

その日も若い男女が芝に寝そべり裸に近い格好で日光浴を楽しんでいた。はなしは逸れるが、北欧では公園や校庭などでよくそのような光景がみられ(若い人にかぎらない、さながら海水浴場に来ているような風情である。それは暗くて長かった冬が過ぎ、春を迎えると一斉に野外に飛び出す動物にも似た北欧人の本能でもあろう。冬のあいだは日照時間がほとんどないか、短いので太陽への憧れが強いのである。太陽を形どったポスターや看板がじつに多い。また太陽を大切にするのは健康上の理由にもよる。日照が不足するとビタミンDが欠亡し佝僂(くるびょう)の原因となるらしい。町を歩いて驚くことは身体障害者がじつに多いということである。それも金属製の杖について歩く若者が多い。高度福祉国家の必要性はあるいはこの辺にもその理由があったのかも知れない。日本人の旅行者がこのような風景を見て、スウェーデンは社会秩序が乱れているとか、性秩序が乱れているということがあるが、そのような批判は当たっていない。彼等に見れば、そのような行為はいわば医者の指示による治療行為に等しいのである。人の国

を批判する場合はその国の社会事情・風土・習慣などをよく知ったうえでなさなければならないということを身をもって知った。猥褻概念の規定だってそうである。北欧ではすでにこうだから、日本でもこうあるべきだという議論はかならずしも適切でない。性秩序についても同じことがいえる。日本ではこの点についても、スウェーデンに出張するから当分の間授業は休講とする、といえは学生がにやにやするほど、フリーな国として有名である。しかしその実は極めて堅実な国である。町角にそのような風景はまったくみられないといってよい。一面日本のほうがよほどフリーではないか。今度の会議でスウェーデンでの同棲率は一五%と報告されたが、この同棲はわが国の内縁に当たるもので、しかもその増加傾向は特殊事情によるものであった。短期間同棲を含めれば右の比率はもっと大きいと思うが、この場合でも無秩序に同棲するのではなく、家族や友人への紹介など一定のルールの下に行われるということであった。たしかに日本よりは欧米のほうが同棲率は高い。これは同棲に対する考え方がかれこれ異なるところにも原

因がある。島津先生のはなしでは、さる高名な家族法学者が会議のとき、自分の娘もいままさにコハビィティエイション中であるといつてはばからなかったという。日本では家族の恥とみなしてかえって隠そうとするであろう。また当事者も隠密裡にことを運びがちである。同棲は欧米では結婚の準備段階として重要な役割をもち、かえって健康的でさえある。ただこのような風潮が少年少女に及んでは問題である。水野先生と市内の公園に散歩に出かけたときである。少年少女の暴走族に囲まれた。日本人がめずらしいとみえて(田舎へ行く)と遠慮なく顔をのぞきこむ子供がいる。島津先生のお供をしてエジンバラ大学のクライブ教授に会いに行つたときは、公園のベンチに腰掛けている人々や二階だてバスの窓から一斉に見られ、何か自分が動物園の猿と間違われているような気がして恥ずかしい思いをした。自分のバイクはスズキだ、かれのはカワサキだといつて話かけてきた。みるとまだあどけない顔をした子供が酒気をプンプンさせて、なかにはろれつがまわらない者もいる。そのうち一人の少女が吐いて、あぶなく背広にかけられるところだった。男友だ

ちがていねいに介抱してくれていたが、水着のような服装をしていておへソまる出しである。聞けば少女は一四歳、少年は一七歳ということである。夜中の一二時というのに(もつとも学会のレセプションも朝方まで行われたが)スウェーデンではいったい家庭教育はどうなっているのだろうか、と思った。未成年者には酒は売らないことになっているはずだが、どうして手に入れたか罐ビールをポケットにたくさん入れていた。喫煙法はないので小学生や中学生ぐらいの子供がよくたばこを吸っている。個人主義の徹底したスウェーデンでは国家はなるべく個人の生活に立ち入らず、親や学校の先生たちも子供に暴力をふるうことは許されない。したがっていまスウェーデンでは親や教師の監督力が弱まっていることが認識されている。このような子供がベストな少年少女でないにしても、またいかにフリーな国スウェーデンにしても自由放任主義の一つの限界をみた感じがした。

一日から六日間、学会事務局が組んでくれたノース・ケープツァーに参加した。アルランダ空港から飛行機で世

界でもっとも広い鉄鉦の都市キルナに飛び、そこから汽車とバスを乗り継いで、ナルビク、トロムセ、ノース・ケーブを旅した。極北の地ラップランド、たまさか見かけるラップ人とトナカイの群れ、鏡のように美しいフィヨルド、ノース・ケーブでのミッドナイト・サン(白夜)などを堪能したのち、一六日スウェーデンをあとにした。その後、ロンドン、エジンバラ、パリに立ち寄って六月二六日無事日本に帰ってきた。二五日にはパリのオルリー空港で偶然にも久貴先生とご一緒になり、同じアエロフロート機で帰ってきた。エコノミークラスの搭乗券であったが、最後に乗ったので席がなく、スチュワーデスからファーストクラスへ案内され、おかげで帰りは快適な旅であった。

国際家族法学会は、一九七三年イスラエルのエルサレム大学ファルク教授の主唱によって創設され、一九七五年西ベルリンで第一回大会が開かれた(同学会については、判例コンメンタール民法Ⅳ・Ⅴの乗(谷口知平、島津一郎両先生の座談会)に詳しい)。今回の会議は一九七七年のモントリオール大会につづいて第三回大会であった。現在三二一カ国の三

二〇名(日本は三〇名)が会員となっており、ウプサラ大会には二五五名が参加した。わたくしは第一回大会と今回参加させてもらったが、日本からの参加者はまだまだ少ないようである。統一テーマのもとに(第一回は「子どもと法律」、第二回は「家庭内暴力」、今回は「同棲」)多角的方面から報告がなされるのであるから、資料交換の場としてはまことに好都合であり、多くの参加が望まれる。島津先生によれば、一九八一年の第四回大会開催地はハーバード大学で統一テーマは「家庭紛争の解決」だそうである。昭和五三年には日本私法学会理事会で「日本私法学会国際家族法学会連絡委員会」(二橋大学法学部内、責任者は島津一郎教授)の設置が決まり、同五四年の総会で東京大学教授加藤一郎理事長よりご報告がなされた。

参考のために、ウプサラ大会で報告された主な研究テーマとプログラムを掲載して終りとしたい。

報告テーマおよびプログラム

A 結婚および同棲の主として歴史的・人口統計学的・社会的考察に関する論題

一七五〇〜一九七一年におけるイングランドおよびウェールズの家族と法律—歴史的考察(A・H・マンチェスター氏、バーミンガム)、ローマ・アフリカおよび近代南アフリカの法律上の結婚と準婚関係(M・オルメスダル氏、ダーバン)、歴史的な考察における婚姻法と事実上の結婚(D・シュワブ教授、レーゲンスブルク)、結婚の精神政治学(B・コンシュラチエット哲学博士、ニューヨーク)、西欧家族構成の人口統計学的考察(パトリック・フェステイ氏、パリ)、再婚の傾向とその社会的・法的な重要性(コリン・ギブソン博士、ロンドン)、家庭における個人の評価(アルバート・J・ソルニッツ教授、エール)、婚姻外同棲の見方(J・トロスト講師、ウプサラ)。

B 主として現代の婚姻法とその根拠に関する論題

家族概念の変化と家族立法の改正—フィンランドにおける改正論議についての考察(アルニオ教授、ヘルシンキ)、社会・法律および社会的変化の十字砲火のもとでの正式結婚(H・アンドラップ氏ほか、ハンブルグ)、比較現代婚姻立法法基本値の展開とその家族構造に及ぼす影響(M・ベンデルスキー教授、ブエノスアイレス)、婚姻—不必要な法律概念か?(E・M・クライブ教授、エジンバラ)、宗教婚と非宗教的社会における離婚—イスラエルの経験(Z・W・ファルク教授、エルサレム)、現代離婚法の道徳的前提—西欧・東欧および北米(J・ゴレッキ教授、アーバナ・シャンペイン)、目的と手段—法律的な制度としての婚姻の有用性(ブレンドン・ホゲット女史、マンチェスター)、印度における結婚に関する法律—聖礼から契約への移行(タヒール・マムード博士、ニューデリー)、結婚—束縛からの自由(W・モリンスキー教授、ウッパータール)、タイ国における家族法(V・ナサクル博士、バンコク)、ナイジェリアにおける正式結婚とその根拠(E・J・ヌオググ、エヌグ)、日本における正式お

よび非公式結婚に対する法律の対応(島津一郎教授、東京)、スウェーデン離婚法における欠陥の除去(ラルス・トッティ判事、ストックホルム)、若い人々の結婚——社会学的比較調査(ジ・ネビル・ターナ氏、クレイトン)。

C 主として正式結婚によらない同棲とその私法および公法上の重要性に関する論題

結婚によらない同棲——スウェーデンにおける法律上の対策についてのイデオロギー・要点および重要性(アンデルス・アゲル教授、ウプサラ)、イスパニア法における同棲(ガルス・カンテロ教授、サンセバスチャン)、未婚の配偶関係——法改正機関の考察によるイギリス法(ステフェン・クレトニール氏、ロンドン)、婚約と結婚の場で見られる同棲——同棲の基本的な問題についてのドイツ民法解決の可能性(クルベク教授、ベルリン)、家庭の配偶関係——未婚家族財産の分配についての提案(ジ・フォルバーク教授、ポートルランド)、民法における事実上の配偶者(エセル・グロフィア・アタラ長官、モントリオール)、ある英語使用圏アフリカ諸国における

正式結婚外の同棲(ギブソン・K・クリア教授)、同棲者の法律関係についての問題点(マルタ・K・ソルテス博士、ブタペスト)、家庭契約の法的な認識(ジョン・オホスキー氏、オタワ)、デンマークにおける非結婚関係(インゲル・M・ペダーセン氏、ホルスホルム)、ユーゴスラビア国法における正式結婚によらない同棲(P・サルゼビック博士、リエカ)、ベルギー国法における結婚外同棲の法律上の重要性(パトリック・セニープ氏、ルーベン)、「事実上」の家族に対する保障と擁護(パウロ・リンス・F・シルバ教授、リオデジャネイロ)、結婚と同棲に対する社会保障とその相互関係(オリブ・M・スートン博士、エドモントン)、オランダ国法における結婚外同棲についての評釈(アドバンデ・ウィール氏、チルブルフ)、合衆国における非公式結婚——コモンロー婚姻についての考察を含め、同棲の契約と財産の範囲(ウォルター・O・ワイローチ教授、ゲイネスビル)。

D 結婚によらない同棲中の両親をもつ子供と継子の法的地位に関する論題

年齢による私生子の法律と身分（アグローワル教授、ビカ
ネル）、一夫一婦の慣習および夫婦と子供の扶養（ビシエイ・
バルドワジ氏、エドモントン）、ユーゴスラビアの法律による
結婚によらない同棲両親をもつ子供の立場（M・ゲクコロシ
エク教授、マリボル）、結婚によらず同棲中の両親をもつ子供
の法的地位（マルタ・K・ソルテス氏、ブタペスト）、両親・子
供と継子——一夫一婦の慣習における法律上の関係（スーザ
ン・メイドメント女史、キール）、岐路に立つ社会的な父権——
タンザニアにおける児童法の変遷に関する研究（B・A・ル
エゾーラ講師、コベントリ）、日本における結婚によらない同
棲中の両親と生活を共にする子供の立場（谷口知平教授、京
都）、結婚によらない同棲中の両親をもつ子供の社会的・法
的立場（ポーリン・タップ女史、オークランド）。

TUESDAY 5 JUNE

09.00. Room of the Faculty of Arts : Meeting of the Executive Council of the Society.

10.00. Room of the Faculty of Arts : Meeting of the chairmen of the different sessions.

11.30—13.00. Lunch.

13.15. Great Hall : OPENING CEREMONY.

Welcome addresses by Professor S. Strömholm, Dean of Uppsala Faculty of Law, and Professor D. Giesen, President of the International Society on Family Law.

Opening of the conference by the Vice-Chancellor of the University of Uppsala, Professor M. H : son Holmdahl.

Announcements by the Convenor, Professor A. Agell.

Tuesday (continued)

Historical, Demographic and Sociological Perspectives on Marriage and Cohabitation.

14.00—15.30. Great Hall : Plenary session.

Chairman : Prof. Z. Falk, Jerusalem, Honorary President of the Society.

Prof. D. Schwab, Regensburg : Marriage Law and de facto Marriage in Historical Perspective (3)

Prof. W. Goode, Stanford : The Resistance of Family Forces to Industrialization (8)

Mr. P. Festy, Paris : Demographical Aspects on the Formation of Family in Western Europe (6)

16.00—17.30. Great Hall : Panel discussion on demographic and sociological aspects on marriage and cohabitation.

Chairman : Prof. D. Giesen, Berlin, President of the Society

Participants :

Docent J. Trost, Uppsala

Dr. C. Gibson, London

Prof. Y. Shimazu, Tokyo

Dr. Mr. C. Straver, Zeist

Mr. Festy

Prof. Goode

Prof. Schwab

17.30. Reception.

WEDNESDAY 6 JUNE

Modern Marriage Law and its Underlying Assumptions.

09.00—10.30. Great Hall : Plenary session.

Chairman : Prof. H.R. Hahlo, Toronto, Vice-President of the Society

Prof. J. Gorecki, Urbana-Champaign : The Moral Premises of Contemporary Divorce Laws, Western and Eastern Europe and North-America

Prof. M.A. Glendon, Boston : The New Marriage and the New Property

Prof. W. Molinski, Wuppertal : Marriage, Freedom through Bondage

11.00—12.00 (12.00—13.30 Lunch), 13.30—15.00. Section Meetings A—C.

Sec. A. Room X : Sociological and Legal Aspects on Formation of Formal Marriage and on Divorce.

Chairman : Mr. J. M. Ekelaar, Oxford, General Secretary of the Society.

Introductions by

Prof. A. Aarnio, Helsinki

Mr. H. Andrup, Ribe, Dr. B. Buchhofer and Dr. K. Ziegert, Hamburg

Prof. E.J. Nwogugu, Enugu

Judge I. Totte, Stockholm

Dr. L. Weitzman, Berkeley

Discussion including comments by

Mr. N. Turner, Clayton

Prof. Gorecki

Sec. B. Room IX : General problems of Modern Marriage Law and its Underlying Assumptions.

Chairman : Prof. S. N. Katz, Vice-President of the Society.

Introductions by

Mr. H. Bates, Hobart

Prof. E. Clive, Edinburgh

Ms. Brenda Hoggett, Manchester

Prof. Y. Shimazu, Tokyo

Prof. J. Skapski, Kraków.

Discussion including comments by

Mr. A. H. Manchester, Birmingham.

Mr. M. Olmesdahl, Durban

Prof. Glendon

Sec. C. Room V : Influence on the Marriage Law of Religious, Ethical Values.

Chairman: Prof. W. Müller-Freienfels, Freiburg i. Breisgau.

Introductions by

Prof. M. Bendersky, Buenos Aires

Mr. W. Duncan, Dublin

Prof. Z. Falk, Jerusalem

Dr. T. Mahmood, New Delhi

Discussion including comments by

Prof. Molinski

Wednesday (continued)

15.30—17.00. Group discussions.

The time is reserved for group discussions. It is presupposed that the chairmen of sec. A—C will arrange a division of the participants in suitable groups and appoint a responsible moderator (e.g. an expert who has presented a paper) for each group.

19.00. Banquet in Uppsala Castle.

THURSDAY 7 JUNE

Cohabitation without Formal Marriage and its Consequences in Private and Public Law. The Position of Children of Unmarried but Cohabiting Parents.

09.00—11.15. Great Hall : Plenary session.

Chairman: Dr. O. Stone, Former President of the Society.

Prof. E.D. Graue, Kiel : Cohabitation without Formal Marriage

Senatspräsident, Dr. M. Katona-Soltész, Budapest : Les questions juridiques de rapport existant entre les personnes cohabitant sans mariage en Hongrie. La situation de l'enfant des parents cohabitants sans mariage

Prof. R. Nerson, Lyon : Les couples non-mariés

Prof. W. Weyrauch, Gainesville : Informal Marriage in the United States—Contract and Property

Dimensions of Cohabitation, Including a Discussion of Common Law Marriage

11.15—12.45. Lunch.

13.00. Departure by bus to Stockholm.

FRIDAY 8 JUNE

Cohabitation (continued). Children (continued).

09.00—11.30. (11.30—13.00 Lunch). 13.00—14.30. Section Meetings D—H.

Sec. D—F: Cohabitation without Formal Marriage and its Consequences in Private and Public Law.

Sec. D. Room VIII:

Chairman: Justice C. L'Heureux-Dubé, Quebec.

Introductions by

Prof. G. Cantero, San Sebastian

Prof. E. Groffier Atala, Montreal

Prof. J.-M. Gossen, Cortailod

Mr. P. Senaeye, Leuven

Discussion including comments by

Prof. Nerson

Sec. E. Room IV:

Chairman: Prof. M. Bendersky, Buenos Aires.

Introductions by

Prof. A. Agell, Uppsala

Prof. F.-S. Evans-von Krbek, Berlin

Prof. H. Finlay, Clayton

Prof. G. Kamau, Nairobi

Mr. D. Rosettenstein, Knoxville

Mr. A. van de Wiel, Tilburg

Discussion including comments by

Prof. J. Folberg, Portland

Prof. Lins-E-Silva, Rio de Janeiro

Prof. Graue

Sec. F. Room V:

Chairman: Mr. A.H. Manchester, Birmingham, Treasurer of the Society

Introductions by

Ms. R. Deech, Oxford

Judge J.M. Pedersen, Horsholm

Dr. P. Sarcevic, Rijeka

Dr. P. Silva-Ruiz, Rio-Pedras

Dr. O. Stone, Edmonton

Prof. J.B. Villela, Belo Horizonte

Discussion including comments by

Mr. J. O'Hoski, Ottawa

Mr. G. Lind, Uppsala

Prof. Weyrauch

Sec. G. Room IX: The Legal Position of Children of Unmarried but Cohabiting Parents.

Chairman: Prof. M. Rood de Boer, Utrecht, Vice-President of the Society

Introductions by

Prof. M. Gec-Korosec, Maribor

Friday (continued)

Prof. P. Lodrup, Oslo

Prof. M.T. Meulders-Klein, Louvain

Prof. T. Taniguchi, Kyoto

Ms. P. Tapp, Auckland

Discussion including comments by

Prof. K.B. Agrawal, Bikaner

Sec. H. Room of the Faculty of Arts: The problems of Children of Successive Marriages (or whose custodian lives with a new partner without marriage)

Chairman: Judge J. P. Peigné, Paris.

Introductions by

Chief Justice E. Eyatt, Justice R. Watson and Director D. McKenzie, Parramatta

Prof. A. Bissett-Johnson, Halifax, and Prof. M. Fraser, Victoria

Ms. S. Maidment, Keele

Mr. B.A. Rwezaura, Coventry

Discussion including comments by

Mr. V. Bhardwaj, Edmonton

Ms. J. Burgoyne, Sheffield, and Ms. J. Masson, Leicester

Prof. A. Solnit, New Haven

15.00—17.00. Group-discussions.

The time is reserved for group discussions. It is presupposed that the chairmen of sec. D—H will

arrange a division of the participants in suitable groups and appoint a responsible moderator for each group.

19.00. Organ concert is the Cathedral.

SATURDAY 9 JUNE

Alternatives for legal policy.

09.00—11.45. Great Hall: Plenary session.

Chairman: Prof. S. Strömholm, Dean of the Uppsala Faculty of Law.

Introductions by

Mr. S. Cretney, London, Member of the English Law Commission

Mr. B. Kjellin, Malmö, Former Court of Appeal President, Chairman of the Swedish Family Law

Committee

Prof. D. MacDougall, Vancouver

General discussion

11.45. Close of Conference.

12.00—13.30. Lunch.

13.30. Room IX: General Meeting of the Society.

Agenda will be available at the conference.